

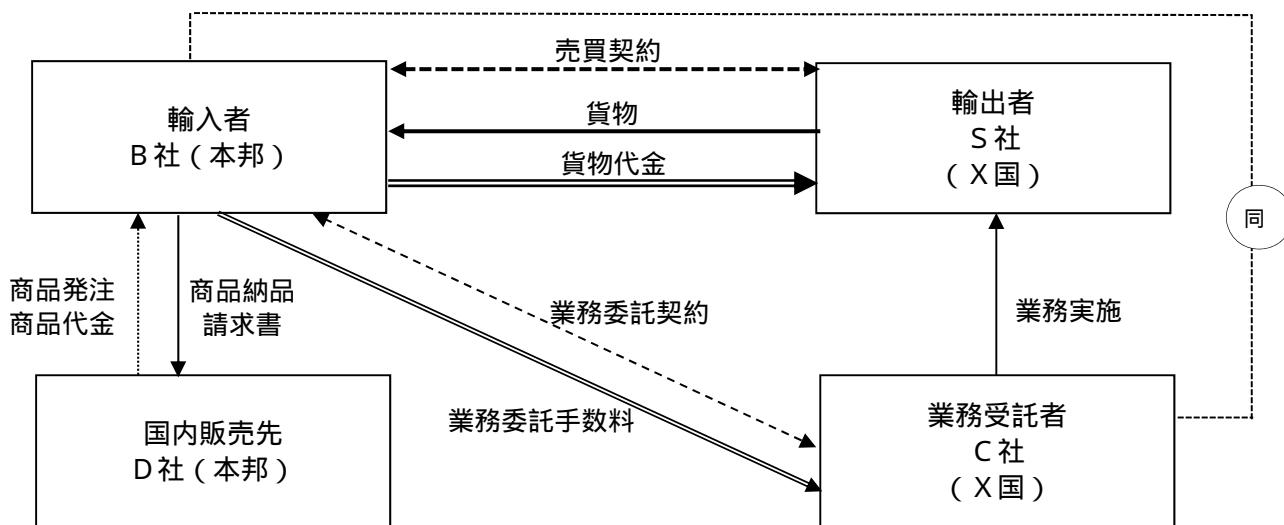
輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

買手が業務委託契約に基づき支払う手数料の取扱いについて

照会		
照会内容等	輸入貨物の品名	鉱物生産品（税表分類：第25類）
	照会の趣旨	業務委託契約に基づき支払われる手数料が輸入貨物の課税価格に算入されるか否かについて照会するものです。
	取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由	別紙1のとおり。
	関係する法令条項等	関税定率法第4条第1項第2号
	添付書類	照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料

回答		回答年月日	平成27年8月26日	回答者	名古屋税関業務部首席関税評価官
回答内容		別紙2のとおり。 ただし、次のことを申し添えます。 (1) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。 (2) 回答内容は、税関としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご留意ください。			

1. 取引形態図



2. 取引の概要

(1) 輸入者 B 社は、X 国所在の S 社 (以下「輸出者」という。) と C F R 条件にて売買契約を締結し、鉱物生産品 (以下「商品」という。) を輸入します。なお、輸出入者間に特殊関係はありません。輸入者は、商品を輸入するにあたり、X 国所在の C 社 (以下「受託者」という。) と買付業務委託契約 (以下「業務委託契約」という。) を締結し、輸出者からの購入価格の a% を受託者に支払います。

(2) 当該取引の流れは以下のとおりです。

輸入者と国内販売先である D 社 (以下「国内販売先」という。) 間において、輸出者の商品購入に関する売買契約 (注文書) を本邦国内販売先工場での引渡条件により締結。なお、商品の所有権及び危険負担は本邦国内販売先工場での引渡しをもって輸入者から国内販売先へ移転。

輸入者から輸出者に対して、受託者を介して、価格、数量、品質、納期等売買契約に係る交渉実施。

輸入者と輸出者間において C F R 条件により商品の売買契約書 (P / O) を作成し、当該 P / O をもって売買契約が成立。なお、商品の所有権及び危険負担は本船での引渡しを持って輸出者から輸入者へ移転。

輸入者と輸出者間における売買契約に基づき、輸入者が当該売買契約上の買手としての危険と費用を負担して X 国から本邦へ商品を輸入。なお、C F R 条件による納期等については輸入者が受託者を通して輸出者に指示し、輸出者が船積手配を行う。

輸出入者間の売買契約に基づき、輸入者が自己の危険と費用負担の下に輸入した商品を国内販売先の国内工場に納品することで、輸入者と国内販売先間の売買契約上の商品引渡しが完了。

(3) 輸入者と受託者が締結した業務委託契約に基づく業務内容は以下のとおりであり、当該業務内容

については、受託者から輸入者に対して適宜業務の内容についての報告が行われており、当該業務内容に係る報告書等を税関に提出することは可能です。

【業務委託内容】

×国における商品のマーケット、製造状況に係る情報及び売手に関する情報などの収集及び提供業務

売手との売買契約（価格・品質等）の内容に関する交渉業務

輸入者に代わって輸入者の名により売手との売買契約を締結する業務

売買契約の対象物である商品の品質規格の確認業務

商品の検査立会い業務

商品の船積み、納入、保管に関連する手配・確認業務

商品の代金支払い代行業務

商品に関するクレーム交渉等の補助業務

(4) 受託者は、業務委託契約に基づき当該業務を行うものの、売買契約上発生する危険及び費用を負担することはありません。

また、受託者は、輸出者と特殊関係になく、輸出者の代理もしておらず、輸入者との業務委託契約に基づき、輸入者の管理の下で、輸入者の計算と危険負担により当該委託業務のみを行っている者です。

なお、受託者は業務委託契約に基づき商品のバン詰作業、船積み作業、検査等に立ち会いますが、当該作業を直接行うことはありません。

3. 関税評価に対する照会者の見解

受託者に支払う「業務委託手数料」は関税定率法第4条第1項第2号イに規定する「仲介料その他の手数料」から除外される「買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるもの」に該当するため、課税価格に算入する必要はないと考えます。

【回答内容】

輸入者が受託者に支払う業務委託手数料は、関税定率法第4条第1項第2号イに規定する「仲介料その他の手数料」から除かれる「買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるもの」に該当することから、輸入貨物の課税価格に算入されません。

【理由】

1. 関係法令等

関税定率法(以下「法」という。)第4条第1項本文において、輸入貨物の課税標準となる価格(以下「課税価格」という。)は、当該輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に、その含まれていない限度において運賃等の額を加えた価格とすると規定されています。

また、法基本通達(以下「通達」という。)4-1(1)において、「輸入取引」とは、本邦に拠点を有する者が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、現実に当該貨物が本邦に到着することとなったものをいい、通常、現実に貨物を輸入することとなる売買がこれに該当する、との解釈が示されています。

さらに、同(2)において、貨物が輸入されるまでに当該貨物について複数の取引(売買以外の取引を含む。)が行われている場合には、現実に当該貨物が本邦に到着することとなった売買が「輸入取引」となるとされています。

法第4条第1項第2号イにおいて、輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される手数料のうち、仲介料その他の手数料(買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。)は課税価格に算入するとされています。

また、通達4-9(1)において、仲介料その他の手数料とは、輸入取引に関して業務を行う者に対し買手が支払う手数料をいい、このうち、「買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として買手により支払われる手数料(以下「買付手数料」という。)」以外のものは、課税価格に算入するとされています。

さらに、同(3)において、買付手数料に該当するか否かの判断は、契約書等における名称のみによるものではなく、手数料を受領する者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮して行うものとし、具体的には以下のイからハまでによるとされています。

イ 手数料を受領する者が「買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を行う者」であることが、買付委託契約書等の文書により明らかであること

この場合において、「買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を行う者」とは、買手の管理の下で、買手の計算と危険負担により(1)から(2)までのような業務を行う者をいう。ただし、当該手数料を受領する者が一の輸入取引に関し売手と買手の双方を代理している場合には、当該手数料は買付手数料には該当せず、課税価格に算入する手数料となる。

(1) 契約の成立までの業務

(口) 商品の引渡しに関する業務

(ハ) 決済の代行に関する業務

(ニ) その他

口 手数料を受領する者が買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を実際に行っているという実態の存在が文書や記録その他の資料により確認できること

ハ 税関の要請がある場合には、売手と買手との間の売買契約書、輸入貨物の売手（製造者等）が買手にあて作成した仕入書等を提示することが可能であること

2. 輸入取引に係る検討

本事案において、貨物が輸入されるまでに当該貨物について2つの取引が行われていることから、いずれの取引が「輸入取引」に該当するかについて、以下検討します。

（1）輸入者と輸出者との間の取引

輸入者は、国内販売先からの注文を受け、輸出者との間で輸入貨物の品質、数量、価格、貿易条件（C F R 条件）等について取り決め、輸入貨物に係る売買契約書（P / O）を作成しています。

当該P / Oの記載内容に基づき、輸出者から輸入者宛にインボイスが発行され、また荷送人を輸出者、荷受人を輸入者とするB / Lが発行されています。当該P / Oには、具体的な船積み予定日が明記されており、両者により合意された当該予定日とほぼ同日に本邦向けに出港していることが当該B / Lから確認できます。

そして、これらの書類をもとに本件輸入貨物について輸入申告が行われていることが提出書類から確認できます。また、当該貨物の代金は、輸入者から輸出者に支払われています。

したがって、輸入者と輸出者との間の取引は、本邦に拠点を有する者である輸入者が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手である輸出者との間で行った売買であって、現実に本件貨物が本邦に到着することとなった売買であると認められます。

（2）輸入者と国内販売先との間の取引

輸入者と国内販売先は、注文書により、輸入貨物に係る売買契約を締結しています。当該注文書において、貨物の所有権及び危険負担の移転の時期は明記されていませんが、当該時期は本邦国内販売先工場における貨物の引渡し時点である、と輸入者は説明しています。

当該注文書における貨物の品名に輸出者名が明記されていますが、貨物の引渡し時期について具体的な記載がなく、また、輸入者の説明によると、具体的な船積み指示は輸入者が受託者を通して輸出者に対し行っているとのことであり、国内販売先が本邦への貨物の国際移動に関わっている事実は認められません。

したがって、当該取引により、現実に貨物が本邦に到着することとなったとは認められません。

上記のことから、輸入者を買手、輸出者を売手とする売買が法第4条第1項本文に規定する「輸入取引」に該当すると認められます。

3. 「業務委託手数料」に係る検討

輸入者は、輸入貨物に係る輸入取引に関して、受託者に対し「業務委託手数料」を支払っていることから、輸入者から提示された取引の概要及び資料に基づき、当該「業務委託手数料」の関税評価上の取扱いについて検討します。

当該手数料は、輸入者と受託者との間で締結された「買付業務委託契約書」に基づき、受託者が行う業務の対価として輸出者からの購入価格の $a\%$ を輸入者から受託者に支払うものです。

当該手数料を受領する受託者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮して、通達4-9(3)イからハに沿って、当該手数料が買付手数料に該当するか否かを以下に検討します。

業務委託契約において、輸入者は受託者に対し、商品の買付けを目的として、同契約に定める業務を行う業務提供者として任命するものとされています。

また、同契約に定める業務内容は、通達4-9(3)イ(1)から(2)に掲げられている、契約の成立までの業務、商品の引渡しに関する業務及び決済の代行に関する業務その他の範囲であると認められます。

さらに、同契約において、当該業務は輸入者の指示に従い行うこととされていること、また、受託者は輸入貨物の購入に関するリスクを負担しないことが明記されていることから、輸入者の管理の下で、輸入者の計算と危険負担により、当該業務を行う者であることがわかります。

なお、受託者は、当該輸入取引に関し売手である輸出者の代理をしている事実はないとのことです。

したがって、受託者は、「買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を行う者」であると認められます。

受託者から輸入者宛に対し、輸入貨物のバン詰め立会い時の状況及び結果について報告されており、当該報告書から、手数料を受領する受託者が、業務委託契約において定められた、買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を実際に行っているという実態の存在が確認できます。

輸入者は、売手と買手との間のP/O、輸入貨物の売手である輸出者が買手である輸入者にて作成した仕入書等を提出していることから、税関の要請により当該書類を提示することは可能です。

上記のことから、受託者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮すると、当該手数料は買付手数料に該当すると認められます。

4. 結論

以上のことから、輸入者が受託者に支払う業務委託手数料は、関税定率法第4条第1項第2号イに規定する「仲介料その他の手数料」から除かれる「買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付

けに係る業務の対価として支払われるもの」に該当することから、輸入貨物の課税価格に算入されません。